

# 北海道脳磁図研究会 会則

## 第1条 (名称)

本会は『北海道脳磁図研究会』と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、北海道における脳磁図記録に関わる知識や技術の質の向上、および普及をめざす。

## 第3条 (事業)

1. 本会は学術講習会を開催する。
2. 本会は、上記の他、学術研究会、情報交換会、交流会を開催することができる。
3. 第2条の目的を達成するために、医師、研究者、検査技師などに学術講習会、学術研究会、情報交換会、交流会（以下、学術講習会等とする）への参加を広く呼びかける。

## 第4条 (会員)

1. 本会の主旨に賛同する医師、研究者、検査技師などの個人会員と、団体会員をもって構成する。
2. 会員は本会の事業に参加できる。
3. 入会にあたっては、別に定める申込書を提出する。
4. 本会の主旨に著しく反する者、ならびに本会の利益を損なう行為を行ったものは、世話人会での討議を経て、退会を命ずることができる。

## 第5条 (世話人会)

1. 本会の事業を行うために世話人会を置く。世話人会は若干名の世話人をもって構成する。
2. 世話人の任期は2年とし、その任用方法は別途定める。
3. 世話人の中より互選にて代表世話人1名、事務局長1名、監事1名を定める。その任期は2年とする。
4. 世話人の再任は妨げない。

## 第6条 (世話人会の任務)

1. 本会の業務を遂行するために、年1回の定例世話人会を開催する。
2. 代表世話人が必要と認めた場合は、臨時の世話人会を開催する。
3. 世話人会は以下の件を決定する。
  - (ア) 学術講習会等の開催に関する諸事項
  - (イ) 学術講習会等の担当者を、任期1年として会員の中から定めることができる。
  - (ウ) 本会の会則の変更
  - (エ) その他、本会運営に関わる全ての件
4. 代表世話人は本会を代表し、会務を統括する。
5. 事務局長は事務局の会務を処理する。

6. 監事は、会計及び会務を監査する。

#### 第7条（顧問）

1. 世話人会において、外部より招致して顧問を選任することができる。任期は特に定めない。
2. 顧問は必要に応じて世話人会に出席して意見を述べるができる。

#### 第8条（事務局）

1. 本会は会務に関する事務を行うために事務局を置きこれを運営する。
2. 本会の事務局を『札幌医科大学医学部神経科学講座』内に置く。

#### 第9条（経費）

1. 本会の経費は、会員よりの会費、学術講習会等への参加費、ならびに本会の主旨に賛同したものよりの寄付金等をもってこれに当てる。
2. 寄付金等の受諾は世話人会での審議を必要とする。
3. 寄付金等を受諾したときは、そのことを会員に通知する。

#### 第10条（会費）

本会の運営のため、別に定める会費を徴収する。

#### 第11条（学術講習会等の開催）

世話人会が適当と認めたときは、他の団体の協賛を受けることができる。

#### 第12条（学術講習会等への参加）

1. 本会開催の学術講習会等への参加費は、参加者より徴収する。
2. 学術講習会等への参加者は、本会会員である必要はない。
3. 参加費は世話人会で定める。

#### 第13条（会計監査）

1. 本会の会費、寄付金、学術講習会等の参加費などを含め、すべての収支決算は毎会計年度終了後作成し、監事が監査を行った後、世話人会に報告しなければならない。
2. 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

#### 第14条（個人情報）

1. 入会時に収集した個人情報、ならびに学術講習会等に際して本会の運営の為に収集した個人情報は、事務局にて保管し、本会の業務にのみ使用する。
2. 外部より個人情報について照会があった場合の取り扱いは、世話人会にて討議、決定する。

#### 第15条（附則）

1. 本会則は 平成25年7月9日制定、即日施行する。

## 北海道脳磁図研究会 世話人選出規定

第1条 本研究会会則第5条2項による世話人の選出については、会則に定めるほかこの規定による。

第2条 世話人は本研究会会員の個人会員および団体会員の代表者の中から選出される。

2. 改選が行われる前年度の1月1日現在の会員を、被選出対象とする。

3. 前項の管理は、事務局長が行う。

第3条 改選が行われる前年度の定例世話人会において、次年度よりの世話人を選出する。

2. 選出は、前項の定例世話人会へ出席した世話人の協議によるものとする。

3. 欠席の世話人は、書面をもって選出に関して意見を述べる事ができるものとする。

4. 世話人の定数は、前条の定例世話人会において決定する

第4条 代表世話人は、任期の終了する前に、次期の世話人の氏名を会員に公示する。

附則 1. 本規定は、2013年7月9日より適用する。

2. 初回の世話人改選が行われるまでの世話人は、発起人である長峯 隆、矢澤省吾、白石秀明、竹内文也が務めるものとする。

3. 本規定の改訂は、世話人会において過半数の同意を必要とする。